

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出の提出について（通知）

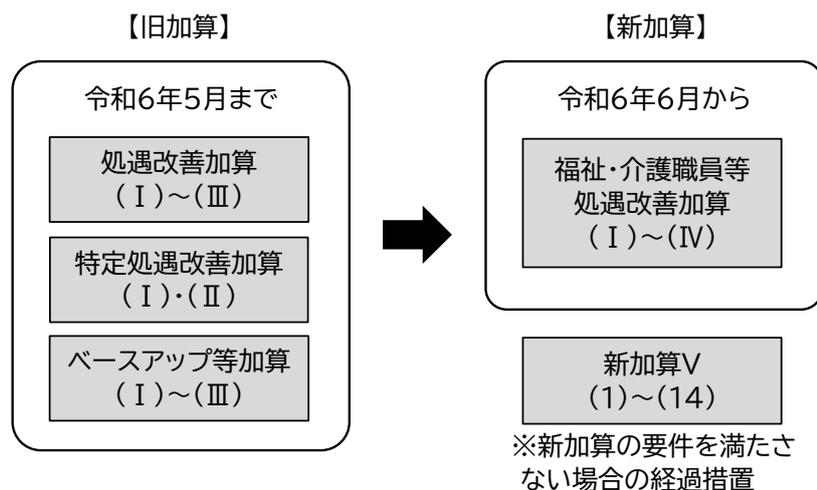
日頃より、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、例年ご案内しております「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等加算」（以下「旧加算」という。）につきましては、令和 6 年 4 月の報酬改定により、本年 6 月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）に一本化されます。

それに伴い、申請書類等にも変更がありますので、令和 6 年度において本加算の取得を希望する事業所等におかれましては、別添の資料等を十分にご確認いただき、下記のとおり届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 変更点（概要）



旧加算、新加算それぞれの申請が必要です。

2 書類の提出について

(1) スマート申請

原則としてスマート申請で受け付けます。

(URL)

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/syogu-nendotousyo>

※スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途問い合わせを行うか、添付書類等の追加提出を求める場合があります。
- ・申請内容が加算の要件に該当しなかった場合や、添付書類が明らかに事実と異なる場合、内容に虚偽又はその疑いがあると認められた場合は、申請を却下する場合があります。
- ・申請の受付が完了した場合、「申請受け付けのお知らせ」のメールが届きます。このメールが届かない場合は申請が行えていない可能性があるため申請状況をご確認ください。

(2) 郵送で提出する場合

スマート申請の利用が困難な場合は、郵送での提出を認めます。

《 郵送でのご提出先 》

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 指定指導担当係

この場合、届出を受理した旨をお知らせする通知は行っておりませんので、レターパックや特定記録郵便などの郵便物が追跡できる方法でご提出ください。

通常郵便によるご提出で、期限までに受理したことが確認できない場合は、令和6年4月・5月の算定はできません。

(3) 提出書類及び提出期限

事業所数が10以下の事業者	別紙様式6 処遇改善計画書（小規模事業所用）	提出期限：令和6年4月15日 (月) 23:59
事業所数が10を超える事業者	別紙様式2 処遇改善計画書	
令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業所	別紙様式7-1 処遇改善計画書（加算未算定事業所用）	

※提出期限を過ぎた場合、令和6年4月・5月の算定はできません。

※郵送でのご提出の場合は、提出期限の日の消印まで有効です。

必要書類は、札幌市のホームページからダウンロードして下さい。

(HP)

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出

(URL)

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/syogukaizen.html>

3 計画提出にあたっての注意点

- (1) 計画書の作成に際しては、厚生労働省通知の内容をよくご確認ください。
- (2) 令和6年度から加算の体系が変更となりましたので、必ず新様式でご提出ください。
- (3) 計画書には計算式が入っており、審査を行う上で重要なものとなっておりますので、色付きのセル以外は入力を行わないでください。
- (4) 各様式に、「×」がないことを確認の上、ご提出ください。
- (5) 基本情報入力シートは削除しないでください。
- (6) エクセルのファイル名を法人名に変更の上、提出してください（例 株式会社 札幌.xlsx）

4 特記事項

- (1) 地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援は、処遇改善加算等の算定対象外です。
- (2) 処遇改善加算等を算定しない場合は本書類の提出は不要です。
- (3) 障害福祉サービスと介護保険サービスで、計画書の様式が異なります。障害福祉サービス事業所は必ず、所定の様式にて計画書をご提出ください。
- (4) 根拠資料（就業規則等）の提出は不要です。計画書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、札幌市から求めがあった場合には速やかに提示できるようにしてください。

5 お問い合わせについて

○制度に関する問い合わせ先

厚生労働省コールセンター（福祉・介護職員等処遇改善加算等）

電話番号：050-3733-0230 受付時間：9：00～18：00（土日含む）

○手続きに関する問い合わせ先

電話での対応が困難ですので、札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）にてご質問ください。

(HP)

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 >
事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 質問票、新規指定申請予約

(URL)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係

メール：jigyosyasitei@city.sapporo.jp

T E L : 011-211-2938 F A X : 011-218-5181